

# 国民年金特別会計

## ○ 国民年金特別会計

(国民年金特別会計法 — 昭36. 4. 12 法63、国民年金特別会計法施行令 — 昭36. 4. 12 政 100)

この会計は、「国民年金法」(昭34 法141)に基づき、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な年金の給付等を行う国民年金事業を経営するため、「国民年金特別会計法」に基づいて設置されたものであり、昭和61年度は基礎年金制度創設に伴い、基礎年金に関する経理を区分して明確にする必要があるため新たに基礎年金勘定を設け、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分されている。

### ◎ 基礎年金勘定

この勘定は、基礎年金事業の収支(業務勘定に係るものを除く。)を経理するもので、基礎年金の給付に要する費用に充てるための国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合等からの拠出金を主な財源として、基礎年金給付費等の支出を行っている。

### ◎ 国民年金勘定

この勘定は、拠出制国民年金事業の収支(業務勘定に係るものを除く。)を経理するもので、保険料、運用収入及び国庫負担金を主な財源として年金給付等を行っている。

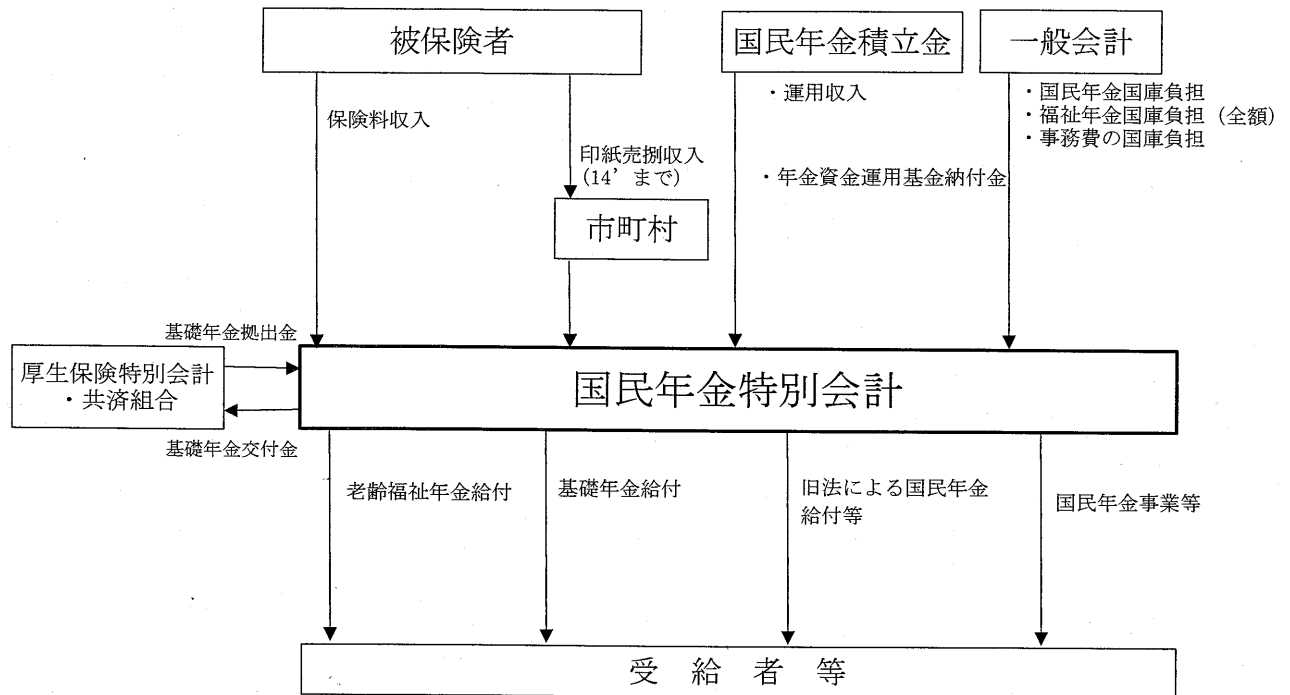
### ◎ 福祉年金勘定

この勘定は、福祉年金事業の収支(業務勘定に係るものを除く。)を経理するもので、国庫負担金を財源として福祉年金の給付を行っている。

### ◎ 業務勘定

この勘定は、基礎年金、拠出制国民年金及び福祉年金事業における業務取扱い、福祉事業に係る収支を経理するために設けられたものである。

# 国民年金特別会計のしくみ



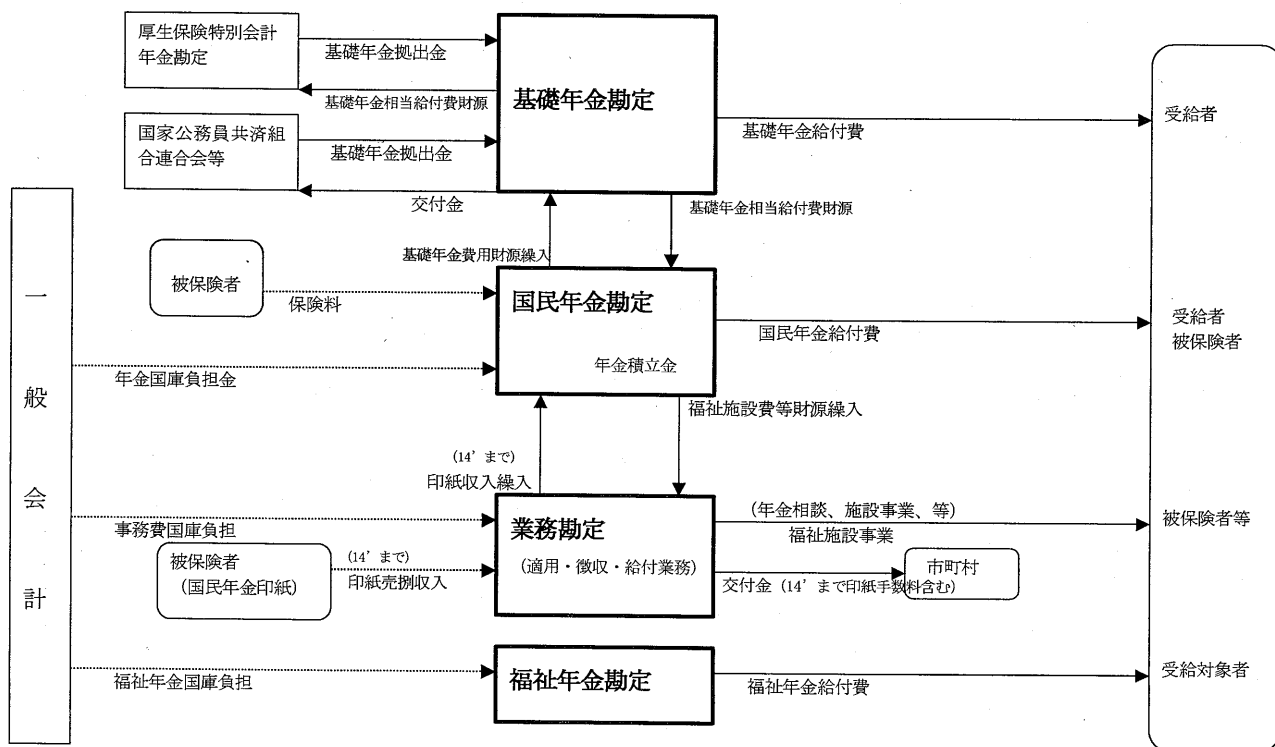
**国民年金特別会計(基礎年金勘定)**

**平成14年度省庁別財務書類**

## ◎ 基礎年金勘定

この勘定は、基礎年金事業の収支（業務勘定に係るものを除く。）を経理するもので、基礎年金の給付に要する費用に充てるための国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合等からの拠出金を主な財源として基礎年金給付費等の支出を行っている。

### ○国民年金特別会計の仕組み



貸借対照表

国民年金特別会計基礎年金勘定

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		
	平成14年3月31日	平成15年3月31日	前会計年度	本会計年度
			平成14年3月31日	平成15年3月31日
<資産の部>				
現金・預金	1,870,740	2,091,778		
未収金	2,889	2,810		
貸倒引当金	△ 1,444	△ 1,405		
			負債合計	-
			<資産・負債差額の部>	
			資産・負債差額	1,872,185
				2,093,184
資産合計	1,872,185	2,093,184	負債及び資産・負債差額合計	1,872,185
				2,093,184

## 業務費用計算書

### 国民年金特別会計基礎年金勘定

(単位:百万円)

	本会計年度
	自 平成14年4月1日
	至 平成15年3月31日
基礎年金給付費	10,249,364
委託費	648,725
国民年金勘定への繰入	2,277,134
厚生保険特別会計年金勘定への繰入	1,424,025
支払調整金繰入	69
その他の経費	3
貸倒引当金繰入額	282
本年度業務費用合計	14,599,605

## 資産・負債差額増減計算書

### 国民年金特別会計基礎年金勘定

(単位:百万円)

	本会計年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	1,872,185
II 本年度業務費用合計	△ 14,599,605
III 財源	14,820,603
1 自己収入	1,555,164
拠出金収入	1,532,147
運用益	17,463
その他の財源	5,553
2 他会計(勘定)からの受入	13,265,439
厚生保険特別会計年金勘定より受入	9,896,099
国民年金勘定より受入	3,369,340
IV 無償所管換等	—
V 資産評価差額	—
VI その他資産・負債差額の増減	—
VII 本年度末資産・負債差額	2,093,184



## 区分別収支計算書

国民年金特別会計基礎年金勘定

(単位:百万円)

	本会計年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日
<b>I 業務収支</b>	
<b>1 財源</b>	
基礎年金業務対価見合収入	1,532,147
運用収入	17,463
その他の収入	5,312
厚生保険特別会計年金勘定からの受入	9,896,099
国民年金勘定からの受入	3,369,340
前年度剰余金受入	1,146,133
<b>財源合計</b>	15,966,496
<b>2 業務支出</b>	
(1)業務支出(施設整備支出を除く)	
基礎年金給付費	△ 10,249,367
委託費	△ 648,725
厚生保険特別会計年金勘定への繰入	△ 1,424,025
国民年金勘定への繰入	△ 2,277,134
支払調整金への繰入	△ 69
その他の支出	△ 3
<b>業務支出(施設整備支出を除く)合計</b>	△ 14,599,325
<b>業務支出合計</b>	△ 14,599,325
<b>業務収支</b>	1,367,171
<b>本年度収支</b>	1,367,171
資金からの受入	—
資金への繰入	—
<b>翌年度歳入繰入</b>	1,367,171
収支に関する換算差額	—
<b>資金本年度末残高</b>	724,607
<b>その他歳計外現金・預金本年度末残高</b>	—
<b>本年度末現金・預金残高</b>	2,091,778

## 注記

### 1. 重要な会計方針

#### 1. 引当金の計上基準及び算定方法

- ・貸倒引当金

未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

#### 2. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

#### 3. 各財務書類における表示科目の説明

##### <貸借対照表>

- ・「現金・預金」には、当該年度末における支払元受高たる現金と決算剰余金と資金運用部に預託した預託金との合計額を計上している。
- ・「未収金」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の雑収入等の未収額を計上している。

##### <業務費用計算書>

- ・「基礎年金給付費」には、基礎年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「委託費」には、国家公務員共済組合連合会等が支給する長期給付のうち基礎年金給付費に相当する額を長期給付の財源として国家公務員共済組合連合会等に交付した額を計上している。
- ・「国民年金勘定への繰入」には、国民年金法等の一部を改正する法律第5条の規定により、旧国民年金法による年金たる給付のうち基礎年金給付費に相当する額を年金給付の財源として国民年金勘定へ繰り入れた額を計上している。
- ・「厚生保険特別会計年金勘定への繰入」には、国民年金法等の一部を改正する法律第5条の規定により、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち基礎年金給付費に相当する額を保険給付の財源として厚生年金保険特別会計年金勘定へ繰り入れた額を計上している。

- ・ 「支払調整金への繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。
- ・ 「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。

#### <資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・ 「自己収入」には、拠出金収入等とその他の財源を計上している。
- ・ 「拠出金収入」には、国家公務員共済組合連合会等から受け入れた基礎年金の給付等に充てるための収入額を計上している。
- ・ 「運用益」には、利子収入等を計上している。
- ・ 「その他の財源」には、支払調整金受入及び雑収入に係る収入額を計上している。
- ・ 「他会計（勘定）からの受入」には、他会計（勘定）からの受入額を計上している。
- ・ 「厚生保険特別会計年金勘定からの受入」には、国民年金法第94条の2の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、厚生保険特別会計年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・ 「国民年金勘定からの受入」には、国民年金特別会計法第3条の2の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・ 「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管換等を加減した額を計上している。

#### <区分別収支計算書>

- ・ 「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・ 「基礎年金業務対価見合収入」には、基礎年金に係る収入額を計上している。
- ・ 「運用収入」には、利子収入等を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・ 「厚生保険特別会計年金勘定からの受入」には、国民年金法第94条の2の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、厚生保険特別会計年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・ 「国民年金勘定からの受入」には、国民年金特別会計法第3条の2の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・ 「前年度剰余金受入」には前年度決算上の剰余金の受入額を計上している。

- ・ 「基礎年金給付費」には、基礎年金給付のため支出した額を計上している。
- ・ 「委託費」には、国家公務員共済組合連合会等が支給する長期給付のうち基礎年金給付費に相当する額を長期給付の財源として国家公務員共済組合連合会等に交付した額を計上している。
- ・ 「厚生保険特別会計年金勘定への繰入」には、国民年金法等の一部を改正する法律第5条の規定により、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち基礎年金給付費に相当する額を保険給付の財源として厚生年金保険特別会計年金勘定へ繰り入れた額を計上している。
- ・ 「国民年金勘定への繰入」には、国民年金法等の一部を改正する法律第5条の規定により、旧国民年金法による年金たる給付のうち基礎年金給付費に相当する額を年金給付の財源として国民年金勘定へ繰り入れた額を計上している。
- ・ 「支払調整金への繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・ 「その他の支出」には、旅費、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。

#### 4. 単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

## 附属明細書

(単位：百万円)

### 1. 貸借対照表項目に関する明細

#### (1) 資産項目の明細

##### ① 未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
年金返納金	年金受給者等	2,810
合計		2,810

### 2. 業務費用計算書の内容に関する明細

#### (1) 委託費の明細

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
国家公務員共済組合連合会等交付金	①日本私立学校振興共済事業団 ②農林漁業団体職員共済組合 ③国家公務員共済組合連合会 ④地方公務員共済組合連合会	648,725	旧共済組合法により年金給付が各共済組合から支払われる仕組みとなっているため、旧共済組合法（昭和36年4月～昭和61年4月）のうち基礎年金相当部分の給付費に相当する費用を、政令で定めるところにより、年金保険者たる共済組合等に対して交付する。	無
合計		648,725		

### 3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

#### (1) その他の財源の明細

款	項	金額
支払調整金受入	支払調整金受入	1,456
雑収入	雑収入	4,097
合計		5,553

#### 4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

##### (1) その他の収入の明細

款	項	金額
雑収入	返納金	2,489
雑収入	支払調整金受入	1,456
雑収入	雑入	1,367
合計		5,312

##### (2) 資金の明細

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	724,607	—	—	724,607